

社会福祉法人大原福祉会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

- (イ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営
- (ハ) 小規模保育事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大原福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、徳島市大原町中須51番地1に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を、東京都板橋区志村一丁目19-5に置く。

第2章 評議員の選任・解任委員及び委員会

(評議員の選任・解任委員)

第5条 この法人に評議員選任・解任委員（以下「委員」という）を置く。

2 委員の員数は、3名とし、うち1名以上は外部委員でなければならない。

3 委員は、理事会において選任する。委員は理事及び評議員（次の評議員にならないものは除く。）である者はなることができない。

4 外部委員は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は雇用されている者
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 評議員の配偶者

5 委員の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

6 任期満了前に退任した委員の補欠として選任された者の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

(評議員選任・解任委員会)

第6条 評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という）は、評議員の選任及び解任について決議する。

- 2 委員会の決議は、理事会の決定に従い理事長が招集し、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 3 委員会の議長は、出席した委員の中から選出する。
- 4 理事長は、委員会に出席して、理事会の決定に従い、当該候補者の推薦の場合は適任と判断した理由とともに次の事項を明らかにしなければならない、解任の場合は解任の理由を明らかにしなければならない。
 - (1) 当該候補者を候補者とした理由
 - (2) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (3) 当該候補者の兼職状況
- 5 委員会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席委員がこれに記名押印する。
- 6 委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第7条 この法人に、評議員7名を置く。

(評議員の資格等)

第8条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な見識を有する者であつて、社会福祉法（以下「法」という）第40条第1項に定める欠格事由に該当しない者でなければならない。

- 2 評議員は、この法人の理事、監事及び職員を兼ねることはできない。
- 3 評議員は、各評議員又は各役員配偶者及び三親等以内の親族、又は各評議員又は各役員と特殊関係にある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は選任後5年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第7条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員に対しては、報酬を支払わない。

第4章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他評議会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年会計年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集し、その通知は会日の2週間前までに発するものとする。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の請求のあった日から5週間以内に、評議員会を招集しなければならない。

(決議)

第15条 評議員会の議長は、そのつど評議員の互選で定める。

- 2 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 合併及び解散
 - (3) 定款の変更
 - (4) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、提案について評議員（決議の目的である事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなせる。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議において出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第5章 役員及び職員

(役員の数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長となる。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格等)

第19条 役員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な見識を有する者であつて、法第40条第1項に定める欠格事由に該当しない者でなければならない。

- 2 理事は、この法人の評議員及び監事を兼ねることはできない。
- 3 理事のうちには、法第44条第4項に掲げる者が含まれていなければならない。
- 4 理事のうちには、各理事と配偶者又は三親等以内の親族その他各理事と特殊関係がある者が3名を超えて、又は理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 5 監事は、この法人の評議員、理事及び職員を兼ねることはできず、監事のうちには、各監事及び各理事の配偶者又は三親等内の親族、その他各役員と特殊関係がある者が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならないが、また、必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長ほか重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事または監事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、提案につき理事（決議の目的である事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときで、かつ、監事が当該提案について異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し報告すべき事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を省略することができる。ただし、第20条第3項の定めによる報告についてはこの限りでない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長が行い、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、出席した理事の中から選出する。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 理事会の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 基金 1,000,000円

(2) 土地

ア 徳島市大原町中須76番1 田 482㎡

(3) 建物

ア 徳島市大原町中須50番地1, 51番地1, 52番地1

家屋番号 50番1

園舎 鉄骨造陸屋根2階建

1階 286.21㎡

2階 267.97㎡

附属建物 符号1

倉庫 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 3.91㎡

イ 同所 53番地1, 52番地1

家屋番号 53番1

園舎 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根2階建

1階 401.97㎡

2階 46.95㎡

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を経て、徳島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、徳島県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を得て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第42条 この法人が、合併しようとするときは、理事会及び評議員会の決議を得て、徳島県知事の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の決議を経て、徳島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときには、遅滞なくその旨を徳島県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員を選任を行うものとする。

理事長 櫻木公夫、理事 磯野芳蔵、理事 西岡政勝、理事 山本元吉、理事 奥野義美、理事 丈六勝美、監事 徳本勢一、監事 笹田茂雄

附則

昭和54年11月1日 一部改正

附則

平成7年4月1日 一部改正

附則

平成10年4月2日 一部改正

附則

平成15年6月2日 一部改正

第1条、第2条の2、第6条、第10条の2、第12条第2項、第17条第2項、第20条、第23条の改正、第3条から第25条を第4条から第28条に改正

附則

平成18年6月5日 一部改正

第3条、第8条第2項、第9条、第14条第1項、第2項の改正

附則

平成21年7月1日 一部改正

第11条, 第14条, 第24条, 第25条第2項, 第26条の改正

附則

平成27年11月27日一部改正

第13条の改正

附則

平成28年3月31日 一部改正

第1章総則第1条(1)の改正

附則

- 1 第7条で定める評議員の人数は, 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。
- 2 この定款は, 平成29年3月6日変更し, 平成29年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

これは当法人の定款である

社会福祉法人大原福社会

理事長 櫻 木 孝 子